

解体工事業新設に伴う久留米市の対応について

1. 競争入札参加資格について

久留米市が発注する業種区分に「解体工事」を追加する。

(1) 解体工事の発注について

平成 28 年 10 月 1 日以降に発注（公告・指名通知）する解体工事は、入札参加資格業種「解体工事」で発注する。

(2) 競争入札参加資格申請について

平成 28 年 10 月 1 日以降、久留米市が発注する解体工事の入札に参加するためには、「解体工事」の建設業許可を受け、かつ、久留米市の入札参加資格業種「解体工事」に登録しなければならない。

ただし、平成 28 年 5 月 31 日以前に、「とび・土工・コンクリート工事」の建設業許可を受けて、解体工事業を営んでいる者は、平成 31 年 5 月 31 日までの間は、「とび・土工・コンクリート工事」の建設業許可で本市の入札参加資格における業種区分「解体工事」に登録・申請することができる。なお、この場合においても、平成 31 年 6 月 1 日以降に発注する「解体工事」の入札には、参加できない。

また、平成 28 年 6 月 1 日以降に建設業許可（新規の場合のみ）を受けた場合、「解体工事」の許可を受けていなければ、本市の入札参加資格業種「解体工事」に登録・申請することはできない。

(3) 評点について

当分の間、「とび・土工・コンクリート工事」及び「解体工事」の評点は、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の総合評定値（P点）を使用する。

なお、平成 28 年 5 月 31 日以前に経営事項審査を受けた者の評点については、従来の「とび・土工・コンクリート工事」の総合評定値（P点）を使用する。

(4) 技術者について

入札参加資格業種「解体工事」における技術者は、原則、「解体工事」において主任技術者及び監理技術者となり得る資格等を有する者とする。

ただし、平成 28 年 6 月 1 日以前より、「とび・土工・コンクリート工事」の主任技術者及び監理技術者となり得る資格等を有する者については、平成 33 年 3 月 31 日までの間は、「解体工事」の技術者とみなす。

【参考】建設業法改正の概要

- 平成 28 年 6 月 1 日から、建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設。
(既存の「とび・土工工事業」の業種区分からの分離独立)
- 平成 28 年 6 月 1 日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き 3 年間（平成 31 年 5 月 31 日まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することを可能とする経過措置が設けられた。（平成 31 年 6 月 1 日以降は、解体工事業の許可が必要）